

## 広島県水道広域連合企業団告示第5号

広島県水道広域連合企業団工業用水道事業に係る料金の減免に関する取扱要綱を次のように定める。

令和6年5月9日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団工業用水道事業に係る料金の減免  
に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 広島県水道広域連合企業団工業用水道条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第22号。以下「条例」という。）第25条に規定する工業用水道の料金の減免の取扱いに関しては、広島県水道広域連合企業団工業用水道条例施行規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第62号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 1日実使用水量 条例第19条の規定に基づき決定した使用者の1日当たりの使用水量
- (2) 1日制限水量 規程第11条の規定により通知する制限時間内給水量の1日当たりの水量
- (3) 特定基本水量 特定水量が定められているときに、基本水量に当該特定水量を加えた水量
- (4) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(寒波を含む。)

(減免適用の要件)

第3条 次の各号に掲げる理由により給水を制限し、又は停止した場合（以下「給水制限等」という。）は、減免するものとする。

- (1) 工業用水道施設の損傷又は維持修繕若しくは更新工事の施行等を理由とする場合
- (2) 災害により水源又は工業用水道施設が被害を受けた場合
- (3) 第三者の行為により水源又は工業用水道施設が被害を受けた場合
- (4) 水源の水質が悪化した場合
- (5) 異常渇水により給水制限する場合
- (6) その他使用者の責めに帰することができないと企業長が認める場合

(減免の対象期間)

第4条 減免の対象となる期間（以下「減免期間」という。）は、規程第11条の規定により

通知する期間とする（1時間に満たない時間は、これを切り捨てるものとする）。

（減免水量の算定）

第5条 減免の対象となる水量（以下「減免水量」という。）は、次に掲げる給水種別の別に当該各号に掲げる基準により算定するものとする。

- (1) 一般給水及び定量給水に係る減免水量は、別表第1に定める基準に基づき算定した水量の合計とする。
- (2) 特定給水に係る減免水量は、別表第2に定める基準に基づき算定した水量の合計とする。
- (3) 少量給水に係る減免水量は、別表第3に定める基準に基づき算定した水量の合計とする。

2 前項の規定にかかわらず減免期間が1日に満たない日又は給水制限等の開始若しくは終了が1日に満たない場合における当該開始若しくは終了が属する日の減免水量は、給水制限等に要した時間に応じ、時間割により算定する。

（水量の端数処理）

第6条 減免水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、切り捨てて計算するものとする。

（減免額の算定）

第7条 工業用水道の料金を減免する額（以下「減免額」という。）は、第5条の規定により算出した減免水量に、次の各号に掲げる料金の料率を乗じて得た額に100分の110を乗じた額（1円未満の端数切捨て）とする。ただし、減免水量に特定給水に係る水量が含まれる場合は、次項により算出して得た額を合計した額とする。

- (1) 給水種別が一般給水の場合、条例第22条第2項の規定により定める基本料金の料率
- (2) 給水種別が定量給水の場合、条例第22条第3項の規定により定める基本料金の料率
- (3) 給水種別が少量給水の場合、条例第22条第4項の規定により定める基本使用料金の料率に、基本水量を除いて得た1立方メートル当たりの料率

2 減免水量に特定給水に係る水量が含まれる場合、特定給水に係る減免額は、第5条第2号で算定した水量に、次の各号に掲げる料金の料率を乗じて得た額に100分の110を乗じた額（1円未満の端数切捨て）とする。

- (1) 給水種別が一般給水の場合、条例第22条第2項の規定により定める特定料金
- (2) 給水種別が定量給水の場合、条例第22条第3項の規定により定める特定料金

3 減免額は、月単位で算出するものとする。

（減免の方法）

第8条 企業長は、前条で算出した減免額について給水制限等実施した翌月の料金から減免する。ただし、給水制限等が3月の場合はその月の料金から減免する。

(特別な場合)

第9条 企業長が特別の事情により必要があると認めるときは、使用者と協議して、工業用水道の減免の取扱いについて別に定めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は企業長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月9日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表第1 (第5条第1号関係)

一般給水及び定量給水に係る減免水量の算定基準

制限の区分	減免水量の算定基準
給水停止	基本水量に、減免期間の日数を乗じて得た水量
給水制限	1日ごとに、次の各号に定めるところにより計算して得た水量を合計した水量 (1) 1日実使用水量が1日制限水量以下の場合は、基本水量から1日制限水量を控除して得た水量 (2) 1日実使用水量が基本水量以下かつ1日制限水量を超える場合は、基本水量から1日実使用水量を控除して得た水量 (3) 1日実使用水量が基本水量を超える場合は、減免の対象にならない

別表第2 (第5条第2号関係)

特定給水に係る減免水量の算定基準

制限の区分	減免水量の算定基準
給水停止	特定水量に、減免期間の日数を乗じて得た水量
給水制限	1日ごとに、次の各号に定めるところにより計算して得た水量を合計した水量 (1) 1日実使用水量が基本水量以下の場合は、特定水量 (2) 1日実使用水量が基本水量を超えかつ1日制限水量以下の場合は、特定基本水量から1日制限水量を控除して得た水量 (3) 1日実使用水量が基本水量及び1日制限水量を超える場合は、特定基本水量から1日実使用水量を控除して得た水量 (4) 前号の規程にかかわらず、1日実使用水量が特定基本水量を超える場合は、減免の対象にならない

別表第3 (第5条第3号関係)

少量給水に係る減免水量の算定基準

制限の区分	減免水量の算定基準
給水停止	基本水量に減免期間の日数を乗じて得た水量

給水制限	<p>1日ごとに、次の各号に定めるところにより計算して得た水量を合計した水量</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 1日実使用水量が1日制限水量以下の場合は、基本水量から1日制限水量を控除して得た水量</li><li>(2) 1日実使用水量が基本水量以下かつ1日制限水量を超える場合は、基本水量から1日実使用水量を控除して得た水量</li><li>(3) 1日実使用水量が基本水量を超える場合は、減免の対象にならない</li></ol>
------	---

備考 少量給水の場合における基本水量は、1日当たり240立方メートルとする。